

道路敷地寄附申請と 補助金の手引

令和4年4月1日適用

川 越 市

問い合わせ

建設部建設管理課 境界担当

直通049-224-5987

手 続 に 必 要 な 書 類

寄附申請及び補助金交付申請に必要な書類（添付書類）は次のとおりです。

1 寄附申請書	
①案 内 図	②公 図 の 写 し (法務局備付けのもの)
③地 積 測 量 図 (法務局備付のもの)	④境 界 成 果 図 (寄附地座標が明示してあること)
⑤登 記 簿 謄 本 (全部事項証明書)	⑥印 鑑 証 明 書
⑦登 記 原 因 証 明 情 報	⑧登 記 承 諾 書
⑨道路敷地寄附受理決定通知書 (添付義務ではありません)	⑩道路位置指定通知書写し (新設位置指定道路のみ)
⑪道路敷地寄附事前協議申請書について (回答) の写し (道路敷地寄附事前協議済の場合)	
2 補助金交付申請書 (補助金申請は、道路敷地寄附受理決定通知書の通知後となります。)	
① 預 金 口 座 振 込 依 頼 書 ・原則、寄附申請者と口座名義人は同一とすること ※押印については、必要ありません。	②道路敷地寄附補助金の口座振込に係る委任状 ・代表者への口座振込になる場合 ・申請人と口座名義人が異なる場合
③測量分筆費等の領収書の写し ・寄附地の測量・分筆等にかかった費用が明記されていること ・道路敷地寄附申請者、道路敷地寄附補助金申請者及び領収書名義人が基本的に同一であること	④道路敷地寄附補助金交付決定通知書 (添付義務ではありません)
<p>※補助金は分筆・測量費等の補助として交付しています。</p> <p>※補助金の申請は、寄附受理決定通知書が発行後、すみやかにお願いいたします</p>	

申請に際してのお願い

申請前に下記の事項について確認をして下さい。

1. 寄附対象敷地について

- ①昭和 62 年 3 月 31 日までに道路位置指定を受けている道路用地
 - ②その他、事前の協議が必要と認められる道路用地
- 上記①・②該当の場合は、事前に「道路敷地寄附事前協議申請書」の提出が必要になります。
- ③建築基準法第 42 条第 2 項道路（以下 2 項道路）後退用地
 - ④建築基準法第 42 条第 1 項 5 号の道路位置指定を新たに認定された用地
 - ⑤地区整備計画推進事業、その他地区計画に係る後退用地

2. 寄附地について

- (1) 道路敷地寄附予定地（以下「寄附地」という。）と道水路敷地との境界を明確にしてください。不明確な場合は、境界確認を済ませてください。
- (2) 寄附地の分筆登記を行い、現地に境界標の表示をしてください。
寄附地内の境界標は、寄附申請時点では民界となりますので、民コンクリート杭・民プレートになります。
地積測量図を作成し、実測面積で登記してください。地積測量図、境界成果図が互いに矛盾がないよう調整し、作成してください。
- (3) 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の位置指定道路については、寄附地の形状は位置指定図のとおりとします。現地と位置指定図が異ならないようにしてください。
- (4) 寄附地内に樹木・生垣・門柱・ブロック塀・舗装・タタキ等がある場合は、寄附地からは、移設・除去等してください。根や基礎等もあれば併せて除去してください。
寄附地内に設置されている電柱についても電線類管理者と協議して、寄附地からは移設等してください。
個人埋設管がある場合も撤去してください。若しくは、道路占用可能であれば道路占用許可申請をしてください。個人水道管・下水管であれば市に移管可能かどうか関係各課と協議してください。

(5) 寄附した土地と道路の高低差はなくしてください。高低差すりつけ部分は、民地内で処理してください。

3. 登記簿上の整理について

寄附地の申請時において、下記の登記簿上の手続を済ませてください。
市が実施するのは所有権移転登記のみです。

- (1) 相続登記
- (2) 登記名義人表示変更登記
- (3) 仮登記等の抹消登記
- (4) 抵当権等の抹消登記
- (5) 地積更正登記（実測面積と登記簿面積とが相違する場合。）

※ 建築資金等を借入する場合も、後退用地に抵当権等を設定しないようご注意ください。

4. 道路の取り扱いについて

建築基準法第 42 条関係の道路の取り扱いについては、事前に川越市都市計画部建築指導課と協議してください。

山田・宮元町、木野目、南田島の地区整備計画推進事業及びその他地区計画については、事前に川越市都市計画部都市計画課と協議してください。

5. 境界成果図（寄附地含む）について

寄附地と道路水路敷地との境界を明確にした成果図を作成して頂きます。2 項道路後退寄附の場合は、**道路中心点の座標及び中心線からの垂線長を記載してください。**

境界証明発行後に分筆をする場合は、境界証明の図に寄附地の座標等をいれてください。

図面作成者の記入及び押印をお願いします。

補助金の交付について

川越市では、分筆・測量費等の補助金を交付しています。

1. 補助対象

- ①建築基準法第 42 条第 2 項の規定による後退用地を寄附された場合
- ②地区整備計画推進事業（山田・宮元町、木野目、南田島）、その他地区計画に係る後退用地を寄附された場合
- ③昭和 62 年 3 月 31 日までに道路位置指定を受けている敷地を寄附された場合

2. 申請時期

申請した寄附地の道路敷地寄附受理決定通知書発行後に補助金交付申請をお願いします。

ただし、事務処理の都合上、寄附受理決定通知書発行後、すみやかにお願いいたします。

3. 補助金額

下の表に基づく補助金額を申請者に対して交付します。（寄附地に係る測量・分筆等の費用が、この補助額を下回っている場合は、測量・分筆等の費用の金額を補助金の上限額とします。）

後退用地等に対する補助金額

寄附に係る道路敷地の面積(m ²)	補助金額 (円)
0 m ² を超え 5 m ² 以下	170,000 円
5 m ² を超え 10 m ² 以下	190,000 円
10 m ² を超え 15 m ² 以下	210,000 円
15 m ² を超え 20 m ² 以下	230,000 円

20 m ² を超えるもの	250,000 円
--------------------------	-----------

4. 注意点

- ・ 1回の測量において多数の筆を分筆後退しても補助額は1回分となります。
- ・ 後退用地等に対する補助金額で示す表の補助金額が、測量・分筆等の領収書金額を上回った場合は、測量・分筆等の領収書金額が上限額となります。
- ・ 申請人の測量・分筆等の費用負担がない場合においては補助金の交付はありません。

※ 領収書の写しについて

領収書の写しについては、原則、寄附申請者と同一のもののみ有効とし、別名義の領収書は無効となり「補助対象外」となる場合があります。

※ 補助金交付の受付範囲について

年度予算の範囲内で行っております。

※ 補助金振込時期について

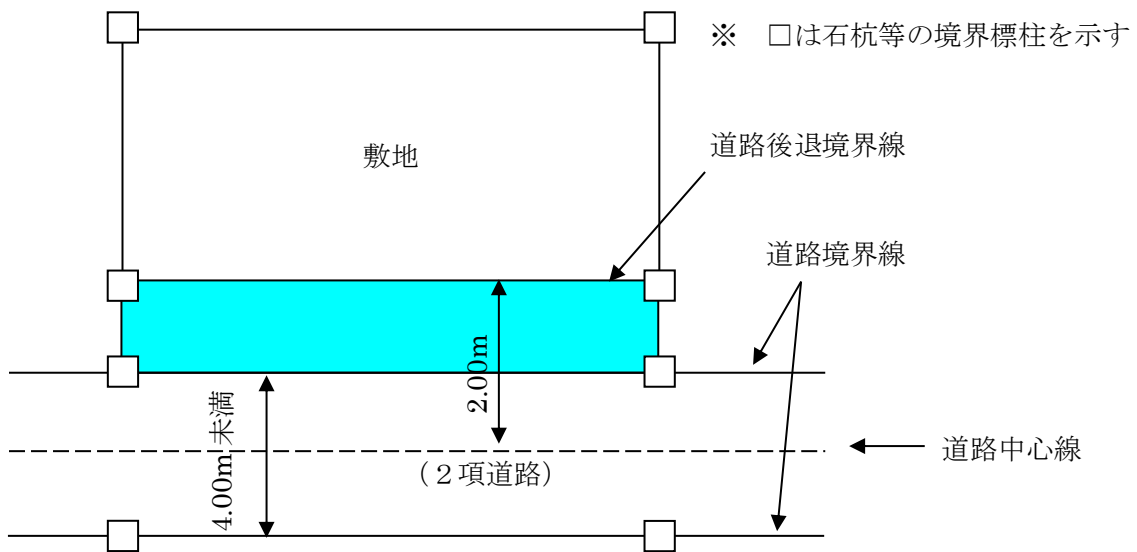
補助金申請日より、2ヶ月～3ヶ月後の振込となる場合がありますのでご了承ください。

道路後退基準例（2項道路後退）

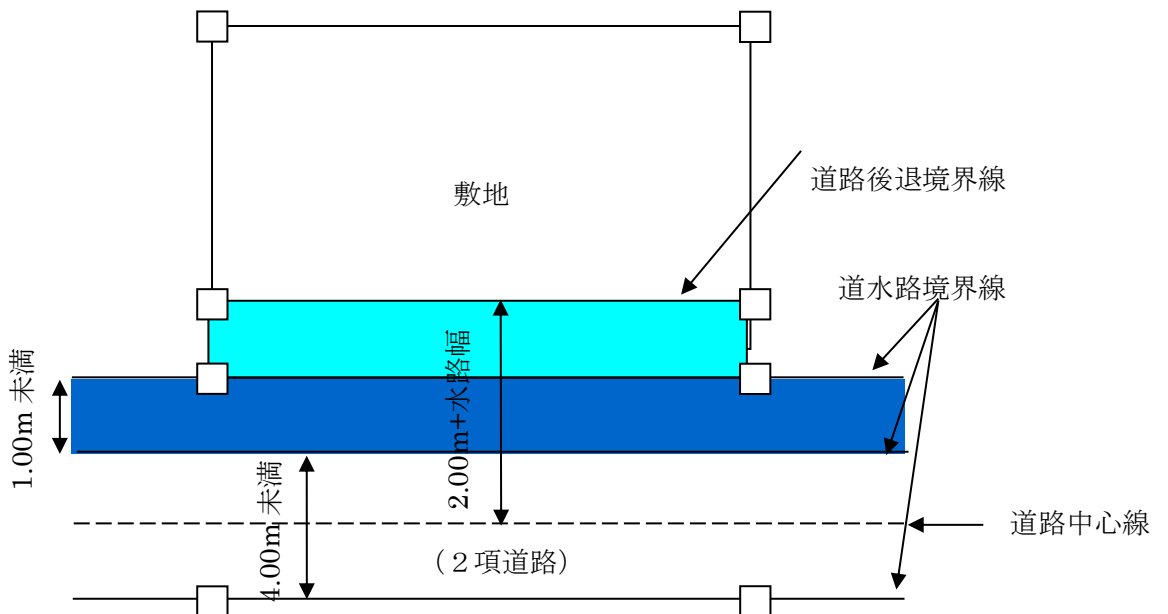
詳細は、建築指導課へご確認ください。

1. 後退基準例

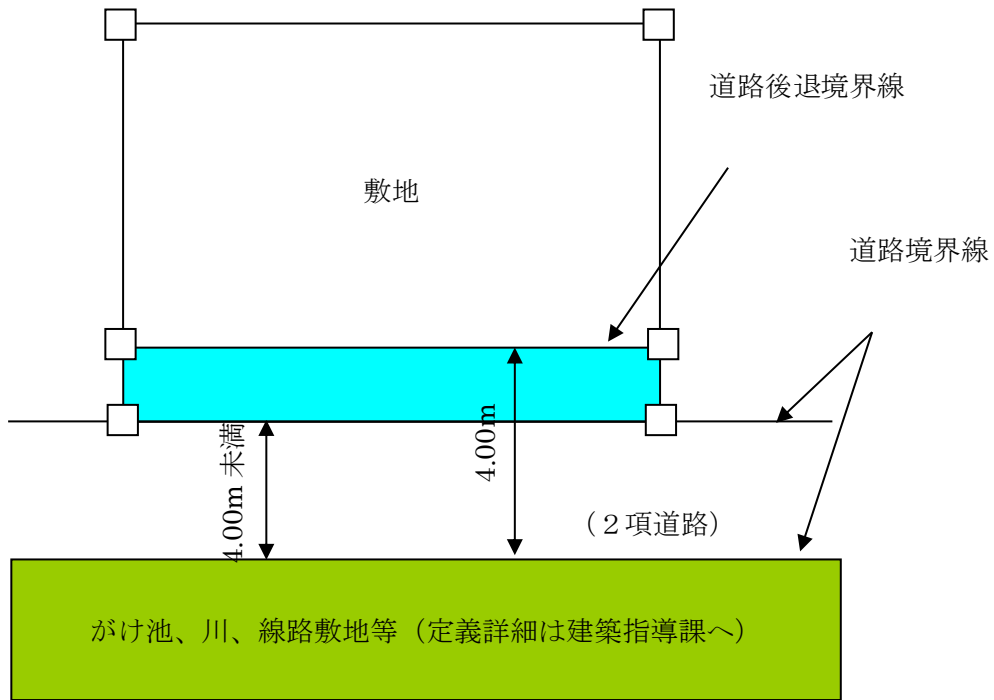
(1) 一般的道路後退



(2) 道路に接して幅員1メートル未満の水路敷地のある場合



道路に対して、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものがある場合



2 道路の角敷地に係る道路すみ切りの例

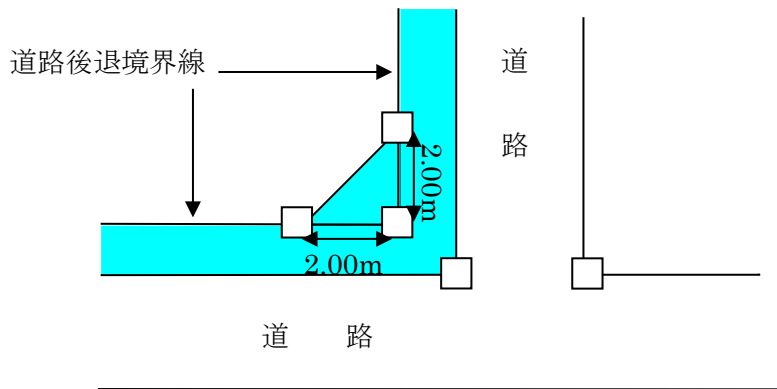
すみ切りは任意で設けて頂いております。

(他課で指導がある場合もありますので、関係各課にご確認ください。)

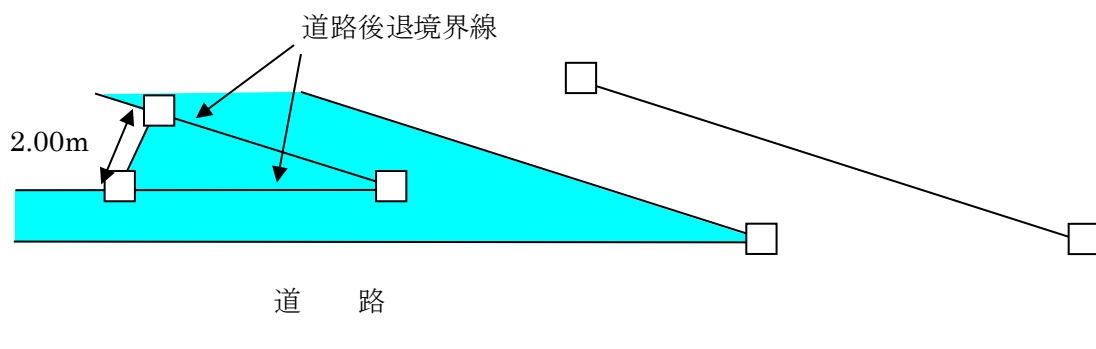
義務ではありませんが、安全な道路通行の為に協力をお願いします。

例と異なるすみ切りでも協議次第で可能です。

- (1) 曲り角の内角が 60 度を超え 120 度未満の場合は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 2 メートルの二等辺三角形とする。



- (2) 曲り角の内角が 60 度以下になる鋭角の角敷地は、剪除長を 2 メートル以上とする。



良くある質問 Q&A

Q

道路敷地寄附は絶対にしないといけないのでしょうか？

A

「寄附」という名のとおり、あくまで申請者の方の任意となっています。
他課の指導等がない限り、強制されるものではありません。

Q

寄附申請するにあたり、申請地を整備する必要があるのでしょうか？

A

ブロック塀等申請地を占有している場合、高低差や草木等道路の通行に支障がある場合にはそれぞれ是正した上で寄附を受け付けております。舗装や側溝を整備する必要はありません。土のままで結構です。

(▶▶▶ 『申請に際してのお願い』参照)

Q

境界成果図はどのように取得又は作成するのでしょうか？

A

一般の方にはあまり聞きなれない名称ですが、境界成果図は測量会社（個人も含む）に依頼して作成してもらいます。作成に当たっては「元道、後退及びその後退の計算に使用した道路中心点の座標を記載」等手引の事項を確認し、建設管理課の担当者と協議をお願いします。

(▶▶▶ 『申請に際してのお願い』参照)

Q

補助金は課税対象に該当しますか？

A

道路敷地寄附の補助金は「測量・分筆費用等」の補助です。
土地代ではありません。その点を税務署にご相談の上、判断を仰いでください。

(▶▶▶ 『補助金の交付について』参照)

この他にご質問がある方は電話・窓口にてご相談ください。

